別表第十三酸化性物質の項硝酸アンモニウムＵＮ１９４２（可燃物（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2質量％以下であつて、他の添加物を含まないもの。）の項積載の方法の欄中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　航海中は貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。

別表第十三酸化性物質の項硝酸アンモニウム系肥料ＵＮ２０６７（地方運輸局長が承認したものに限る。）の項積載の方法の欄第四号中「含む。）」の下に「又は燃料油管」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百三号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の規定に基づき、固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条　固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表リン鉄（ブリケットを含む。）の項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　積載場所における空気中のリン化水素その他の引火性及び毒性を有するガスの濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。

十　前号の機器は、防爆型のものであること。

別表金属硫化精鉱の項第五号中「全長100m以下の船舶における荷繰りは、」を削る。

別表焼成硫化鉄鉱の項第八号中「内底板を石灰で表面処理すること。」を「貨物と接触する部分に腐食を防止するための措置をとること。」に改める。

別表木材ペレットの項の次に次のように加える。

原木	LOGS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素の濃度を計測するための機器を装着すること。
パルプ材	PULP WOOD	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素の濃度を計測するための機器を装着すること。
木材	TIMBER	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素の濃度を計測するための機器を装着すること。
丸太	ROUNDWOOD	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素の濃度を計測するための機器を装着すること。
製材	SAW LOGS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素の濃度を計測するための機器を装着すること。

別表木材パルプペレットの項を削る。

（液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第二条　液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）の一部を次のように改正する。

別表蛍石（フッ化カルシウム）の項の次に次のように加える。

フライアッシュ（湿式）	FLY ASH, WET	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 (1)　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 五　航海中は積載場所を通風しないこと。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 八　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞物を取り除くこと。